

# 半田市おでかけタクシー



# 運行開始します！

令和4年8月1日

## 半田市おでかけタクシーとは？

利用登録証を取得（要申請）のうえ、事前予約することで、「自宅」⇔「あらかじめ決められた目的地」を片道300円で移動することのできるタクシーサービスです。

※有脇小学校区（小学生以上）にお住まいの方を対象にした実証実験（令和4年2月21日～3月31日）を経て、目的地の変更や利用方法の改善を図り、**令和4年8月1日から有脇地区にて本格導入**することとなりました。

■運行 毎日9時～16時（迎車可能時間）

■予約 毎日9時～16時（受付時間）

受付窓口 名鉄知多タクシー(株) ☎0569-37-1112

安全タクシー(株) ☎0569-21-0685

※当日予約可、事前の予約は利用日の7日前から可

■利用料 300円/1台 ※状況によって制度が変動する可能性があります。

■目的地 自宅⇔目的地（以下表）の利用のみ（目的地⇔目的地は×）

1 JAあいち知多半田東支店	5 上池歯科	9 ひさだ歯科	13 亀崎駅	17 美原郵便局
2 半田中央病院	6 スギ薬局上池店	10 あべクリニック	14 さとうクリニック	18 マルス乙川店
3 日本福祉大学	7 有脇公民館・児童館	11 武内眼科	15 アオキスーパー乙川店	19 トライアル半田亀崎店
4 ゲンキーのぞみが丘店	8 かみいけクリニック	12 日比整形	16 亀崎図書館	20 【東浦町】東浦駅

### | 注意点

詳しくは裏面をご覧ください。

- ★前回の実証実験で既に利用登録（申請）済みの方は、今回の申請は不要です。制度開始日までに、「登録証」と「精算用チケット」を郵送します。
- ・車両の空き状況により、希望時間に予約できない場合があります。

問合せ 半田市都市計画課 (☎84-0628)

# ご利用方法

## ☆ご利用いただける方

- 有脇小学校区にお住まいで、住民基本台帳に記録されていること。
- ※小学生未満の方は保護者同伴でご利用ください。

## ①利用登録証を取得する（事前申請が必要です）

★前回の実証実験で既に利用登録（申請）済みの方は、今回の申請は不要です。  
制度開始日までに、「登録証」と「精算用チケット」を郵送します。

- 利用には、事前に利用登録（申請）が必要です。  
申請書を「有脇ふれあいセンター」へ提出又は「半田市都市計画課」へ直接申請  
します（申請書は各窓口に設置。半田市HPから様式ダウンロードも可能。）。
- 申請書が半田市都市計画課に到着後、7日前後で「登録証」と「精算用チケット」を  
郵送します。  
※令和4年8月1日以降は、半田市都市計画課窓口にて申請していただいた方には、  
即日（その場で）「登録証」と「精算用チケット」を交付します。

## ②電話予約する（予約が必要です）（往復予約が可能です）

- 以下のタクシー会社へ電話し、「おでかけタクシーの利用」である旨を伝えます。
- 登録証記載の「利用者番号」、氏名、住所、電話番号、利用日時、利用人数、出発地、  
目的地を伝えます。  
※「当日利用」の予約、「今から利用」の予約も可能ですが、車両に空きがあり、配  
車可能な場合に限りませのでご注意ください。

名鉄知多タクシー(株) ☎37-1112	安全タクシー(株) ☎21-0685
-------------------------	-----------------------

## ③乗車する

- 「登録証」と「精算用チケット（片道利用で1枚必要）」と「利用料（片道利用で  
300円）」の3点を準備のうえ乗車します。
- 予約時間に、出発地の入口付近（運転手の分かりやすい場所）で待ちます。
- 乗車時に運転手に「登録証」を見せます。  
※「登録証」がない場合は、おでかけタクシー制度は利用できません。  
※道路状況によっては、自宅から離れた場所で乗車いただく場合があります。

## ④運賃を支払う

- 目的地に到着したら、運転手に「精算用チケット（片道利用で1枚必要）」と  
「利用料（片道利用で300円）」を渡します。  
※「精算用チケット」がない場合は、おでかけタクシー制度は利用できません。  
なお、精算用チケットは、有脇ふれあいセンター、半田市都市計画課  
（3階18番窓口）で配布しています。（半田市HPから様式ダウンロードも可能）

半田市HP（ホームページ）はこちらから  
URL：<http://www.city.handa.lg.jp/kotsu/koutsuu/taxi.html>

